

# 山形県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

平成 19 年 3 月 30 日

条例第 14 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、山形県後期高齢者医療広域連合の監査委員について法令及び山形県後期高齢者医療広域連合規約に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定例監査の期日の通知)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 199 条第 4 項の規定による定例監査は、実施前 7 日までに、その期日を、監査を受ける機関に通知して行うものとする。

(特別監査の着手の期日)

第 3 条 法第 75 条第 1 項及び法第 98 条第 2 項の規定による監査の請求、法第 199 条第 6 項及び同条第 7 項の規定による監査の要求、法第 235 条の 2 第 2 項の規定による監査の要求及び法第 243 条の 2 第 3 項の規定による監査の要求があった場合には、14 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(例月出納検査の期日)

第 4 条 法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査は、翌月の監査委員が定める日に行う。

(監査又は検査の結果)

第 5 条 法第 199 条第 4 項の規定による監査の結果の報告及び公表は、監査の終了した日から 30 日以内に、その他の監査又は検査の結果については、その終了した日から 20 日以内に行う。ただし、特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(事務局の設置及び職員の定数)

第 6 条 監査委員に事務局を置く。

2 事務局の職員の定数は、山形県後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成 19 年形広連条例第 4 号）の定めるところによる。

(公表の方法)

第 7 条 監査委員の行う監査結果等の公表は、山形県後期高齢者医療広域連合の公告式の例による。

2 直接請求に基づく監査の結果及び監査委員が必要と認めるものは、前項の規定によるほか、監査委員が適当と認める公表方法によることができる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行に関し、必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。